

その携帯電話は 本当に必要ですか？



新学期が始まり、お子さんのために携帯電話を契約される方も多いため、少年の携帯電話の利用には、下記のような危険があります。

- ◇ いつでも連絡が取れる為、夜更かしの原因になったり、不良仲間から昼夜を問わず、呼び出しを受ける等して、深夜徘徊、その他犯罪に巻き込まれることがあります。
- ◇ 「出会い系サイト」「ゲームサイト」「プロフィールサイト」などを利用して、高額な利用料を請求されたり、犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが増えており、既存のフィルタリングだけでは被害を防止できていない状況です。
- 夜間の通話、メール等の禁止、フィルタリングの設定等、使用のルールについて親子で話し合い、正しい利用法について、大人がしっかり教え、管理することが大切です。

投資詐欺被害・悪質商法被害に注意!

～被災者の皆さんが狙われています!～

金融商品等の投資被害

昨年石巻市内や太白区内等で、社債や株券購入名目で、一度に数千万円をだまし取られる投資詐欺被害が発生しています。

◎こんな言葉は詐欺と思い要注意!

- ・「この株は上場確実!今買えば必ず儲かりますよ!」
- ・「もし〇〇社の株・社債を買ってくれたら、あとで必ず高く買い取りますよ!」

◆被害に遭わないために

- ・「必ず儲かる」という電話やダイレクトメールでの勧誘には応じないで、すぐに警察に相談しましょう。

義援金を狙ったリフォーム詐欺



被災者の義援金を狙い、リフォーム業者が、震災で壊れたキッチンのリフォーム工事を請負ったものの、代金だけ受け取り、工事をせずに所在不明となる詐欺被害が発生しています。

◆被害に遭わないために

- ・ その場では、すぐに契約せずに家族や友人に相談しましょう。
- ・ 不要な場合は、あいまいな返事をせずにはっきりと断り、それでもしつこく勧誘する場合は警察を呼びましょう。

広報

蒲生

5月号

発行：蒲生駐在所
(258-3293)

蒲生掲示板

不法投棄・不法焼却の禁止について

最近、蒲生駐在所管内において、人の土地に震災ゴミや残土、車の部品が捨てられる不法投棄事案や、震災ゴミを燃やす不法焼却事案等が発生しています。企業等だけでなく、個人が不法投棄、不法焼却を行うことも重大な犯罪です。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反・5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又はこれを併科)

◆自己所有地であっても、廃棄物を捨てた場合は不法投棄となります。

管内では、震災のがれきを受け入れする業者が増加し、周囲に悪臭がする、ゴミが飛んでくるといった通報が増えています。

がれきが資源ゴミだとしても、一緒に含まれる廃棄物(ビニール片等)を大量に散乱させ、これを放置すれば不法投棄となるおそれがあります。

◆ゴミを燃やす行為は違法です。

畑の下草や下枝の焼却、漁網にかかったゴミの焼却、たき火等については例外として認められていますが、これらを装い、家庭ゴミ、震災ゴミを燃やして処分すれば、処罰の対象となります。

また、リフォーム業者による廃材の野焼き等は、当然、違法となります。

震災ゴミが捨てられている、ゴミを燃やしている悪臭がする等、発見した場合は、すぐに蒲生駐在所への通報をお願いします。

5月22日は「飲酒運転根絶の日」

平成17年5月22日、多賀城市で多数の高校生が死傷する飲酒運転交通事故が発生しました。



「宮城県飲酒運転根絶に関する条例」では、その事故の発生日である5月22日を「飲酒運転根絶の日」、毎月22日を「飲酒運転根絶運動の日」と定め、毎年5月22日には「宮城県飲酒運転根絶県民大会」が開催されています。

「酒類提供罪、車両提供罪、車両同乗罪」を知っていますか?

飲酒運転することが分かっているながら、お酒を提供すること、車両を提供すること、飲酒運転の車に同乗することは、いずれも飲酒運転と同様、重罪です。特に、車を貸すことは飲酒運転を容易にするため、罰則が重くなっています。

5月18日、受け付け開始!

警察官採用試験(大卒程度)の受付が5月18日に始まります。受験申込書や案内等は、5月上旬から駐在所、警察署において配布予定です。詳しくは蒲生駐在所までお問い合わせください。